



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部  
法制監察課

定期第 8 6 5 号 令和 7 年 8 月 2 9 日 発行

## 目 次

### 【告示】

番 号	表 題	担当課名
4 4 2	指定居宅サービス事業の廃止について届出があった件	長寿いきがい課
4 4 3	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
4 4 4	大規模小売店舗立地法の規定により意見を聴取した件	同
4 4 5	同	同
4 4 6	同	同
4 4 7	令和 8 年度徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校入学試験を実施する件	農林水産総合技術支援センター
4 4 8	建築基準法の規定による指定確認検査機関を指定した件	住宅課
4 4 9	検査手数料の変更を承認した件	水環境整備課

### 【選挙管理委員会告示】

番 号	表 題	担当課名
7 6	政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件	
7 7	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件	
7 8	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の解散の届出があった件	

【選挙管理委員会告示】

番号	表	題	担当課名
79		政治資金規正法の規定に基づく資金管理団体の指定の届出があった件	

【人事委員会告示】

番号	表	題	担当課名
6		徳島県警察官採用候補者名簿の確定	
7		採用候補者名簿の失効	

徳島県告示第四百四十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和七年八月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

合同会社柚葉	指定居宅サービス事業者	名 称	指定居宅サービス事業を行う事業所	サービスの種類	廃止の届出の受理日	廃止
美馬市美馬町字中通二三一 番地一	ヘルパーステーション ぽっかぽか	所 在 地	吉野川市川島町山田字中須 賀二五 一七	訪問介護	令和七年七月 八日	令和七年八月 一日

徳島県告示第四百四十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年八月二十九日から同年十二月二十九日まで、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和七年八月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
イオンタウン株式会社	千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一	加藤 久誠

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン北島  
所在地 板野郡北島町高房字川ノ上二一

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目三番五二号	平尾 健一
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号	矢野 靖一
株式会社いぶき	兵庫県洲本市五色町広石下一三八六番地	葛城 宏治

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社フジ	広島市南区段原南一丁目三番五二号	山口 普
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番一四号	矢野 靖一

4 変更年月日

縦覧に供する届出のとおり

二 届出年月日

令和七年八月五日

三 届出の縦覧

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び北島町まちみらい課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和七年八月二十九日から同年十二月二十九日まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課創業・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び北島町まちみらい課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第四百四十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドラッグコスモス津乃峰店

阿南市津乃峰町長浜四四六番一八ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示

令和七年徳島県告示第二百二十一号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつた件）

三 法第八条第一項の規定により阿南市から聴取した意見の概要

1 歩行者の通行の利便の確保等

道路法（昭和二十七年法律第八十号）を遵守すること。

車両の通行、荷さばき等の業務等に関して交通安全に十分留意すること。

2 騒音の発生に係る事項

環境関係法令を遵守し、第三者からの苦情があつた場合には、責任を持ってその解決に当たること。

3 街並みづくり等への配慮等

都市計画法関係法令を遵守すること。

四 意見の縦覧場所及び期間

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び阿南市産業部商工戦略課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和七年八月二十九日から同年九月二十九日まで

徳島県告示第四百四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ダイレックス小松島江田店  
小松島市江田町字腰前一 番二ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示

令和七年徳島県告示第二百二十二号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつた件）

三 法第八条第一項の規定により小松島市から聴取した意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

店舗周辺で店舗出入りのための渋滞が発生した際には、誘導員を配置する等、通行の安全を確保するとともに、交通の妨げとならないよう対策を講じること。

2 歩行者の通行の利便の確保等

店舗周辺道路の歩行者の安全確保に配慮すること。

店舗周辺は朝の通勤や通学の混雑が予想されるため、ラッシュ時の工事車両等の通行は避けること。また、自転車利用者や歩行者の安全確保のため、警備員等の配置を望む。

店舗出入口の安全対策について、車両の入出庫時における歩行者、自転車利用者等との事故防止に努めるとともに、道路上に入庫車両が滞留しないよう適切な指導、注意喚起を行うことに関して、道路管理者等と十分協議を行うこと。

3 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

地球温暖化対策に積極的に取り組み、ごみの排出量や焼却量を削減し、リサイクルを推進する等、環境に配慮した廃棄物処理に努めること。

4 防災・防犯対策への協力

店舗の駐車場等で小中学生が集まるような場合は、警察等と連携し、非行防止に対応すること。

大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成十九年経済産業省告示第十六号）により、以下の事項について、小松島市との災害協定の締結を求める。

- (一) 災害時における食料及び日用品の調達  
(二) 物資の供給等に関する情報の共有

店舗周辺の隣接地に居住する住民から、住環境の保全を目的とした目隠しフェンスの設置要望があることから、設置について配慮すること。

店舗周辺には住宅地のほか、小学校、高等学校が立地しており、夜間等における防犯対策のため、必要に応じ警備員等の配置を講じていただきたい。また、営業時間が二十二時までの予定のため、防犯用のカメラや照明の設置等について配慮すること。

店舗周辺の住環境の保全を図る観点から、店舗南側の住宅地内の道路から店舗敷地に行き来できる坂路の設置や水路の蓋掛け等を行わないよう望む。

#### 5 騒音の発生に係る事項

店舗予定地が第一種住居地域であることを十分考慮のうえ、周辺に配慮した騒音低減対策を講じ、静穏な生活環境の保持に努めること。

開発時等は騒音低減対策を講じ、静穏な生活環境の保持に努めること。

#### 6 廃棄物に係る事項等

地球温暖化等を背景に、ごみの排出量、焼却量を減らすため、環境に配慮した廃棄物処理に努めること。また、廃棄物の保管、運搬、処理について、周辺の生活環境の保全に努め、適正に処理すること。

生活排水に関して、環境省令で規定する一律排水基準及び徳島県生活環境保全条例（平成十七年徳島県条例第二十四号）に規定する上乘せ排水基準に適合すること。

#### 7 街並みづくり等への配慮等

屋外照明により、店舗敷地に隣接する住宅や農地等に対し光害とならないよう敷地外への遮光等について十分配慮し、苦情が発生した場合は、適切に対応すること。

### 四 意見の縦覧場所及び期間

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び小松島市産業振興部商工観光課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和七年八月二十九日から同年九月二十九日まで

徳島県告示第四百四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により意見を聴取したので、同条第三項の規定により、聴取した意見の概要について次のとおり公告し、当該意見を縦覧に供する。

令和七年八月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
キョーエイ藍住店

板野郡藍住町東中富字長江傍示四二ほか

二 法第八条第一項の意見の対象となつた届出に係る告示

令和七年徳島県告示第百九十五号（大規模小売店舗立地法の規定による届出があつた件）

三 法第八条第一項の規定により藍住町から聴取した意見の概要

1 騒音の発生に係る事項

周辺近隣に、室外機や排気口等による騒音・低周波等の公害が生じないよう配慮すること。

近隣住民から、苦情が寄せられた際は、適切な対策を講じること。

四 意見の縦覧場所及び期間

1 縦覧の場所 徳島県経済産業部企業支援課及び藍住町建設産業課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和七年八月二十九日から同年九月二十九日まで

徳島県告示第四百四十七号

徳島県立農林水産総合技術支援センター管理規則（平成十七年徳島県規則第四十号。以下「規則」という。）第十九条第一項の規定に基づき、令和八年度徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校入学試験を次のとおり実施する。

令和七年八月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 試験の日時

1 本科

(一) 一般入学試験（規則第十九条第二項に規定する入学試験をいう。以下同じ。）

(1) 一次募集

イ 筆記試験 令和八年一月十四日（水曜日）午前九時から

ロ 口述試験 令和八年一月十四日（水曜日）午後一時から

(2) 二次募集

イ 筆記試験 令和八年三月十日（火曜日）午前九時から

ロ 口述試験 令和八年三月十日（火曜日）午後一時から

(二) 推薦入学試験（規則第十九条第三項の規定により知事が指定する学校の長から推薦された者について実施する試験をいう。以下同じ。）

(1) 論文試験 令和七年十月十七日（金曜日）午前九時から

(2) 口述試験 令和七年十月十七日（金曜日）午前十時十分から

2 研究科

知事が、別に指定する。

二 試験の場所

名西郡石井町石井字石井一六六〇 徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学

校

三 入学願書等の提出期間

1 本科

(一) 一般入学試験

(1) 一次募集

令和七年十二月二十二日（月曜日）から令和八年一月七日（水曜日）まで

(2) 二次募集

令和八年二月十七日（火曜日）から同年三月三日（火曜日）まで

(二) 推薦入学試験

令和七年九月十九日（金曜日）から同年十月十日（金曜日）まで

2 研究科

令和八年二月二日（月曜日）から同月十六日（月曜日）まで

四 徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校学生募集案内（以下「募集案内」という。）及び入学願書等の用紙の請求先並びに入学願書等の提出先

名西郡石井町石井字石井一六六〇 徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学

校 学生支援担当

五 入学試験手数料

二千二百円（その額に相当する額の徳島県収入証紙を入学願書に貼付すること。）

六 その他

この試験についての詳細は、募集案内を参照するほか、徳島県立農林水産総合技術支援センター農業大学校（電話 八八 六七四 一 二六）に問い合わせること。

徳島県告示第四百四十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条の二第一項（同法第八十七条第一項、第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）及び第七条の二第一項（同法第八十七条の四又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定確認検査機関として次のとおり指定した。

令和七年八月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 名称及び住所

株式会社とくしま建築住宅センター

徳島市川内町平石住吉一 九番地五

二 指定の区分

建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）第十五条第一号、第二号及び第九号から第十四号までに掲げる区分

三 業務区域

徳島県の全域

四 確認検査の業務を行う事務所の所在地

徳島市川内町平石住吉一 九番地五

五 指定した日

令和七年八月四日

六 指定の有効期間

令和七年九月一日から五年間

徳島県告示第四百四十九号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号。以下「法」という。）第五十七条第一項の規定に基づき法第七条及び第十一条の水質に関する検査の業務を行う者として指定した公益社団法人徳島県環境技術センターから申請があった次の検査の手数料の変更については、承認した。

令和七年八月二十九日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 変更後の検査の手数料

浄化槽の処理対象人員	検査の手数料	
	法第七条に関する検査	法第十一条に関する検査
十人以下	一万二千円	六千円
十一人以上二十人以下	一万六千円	八千円
二十人以上五十人以下	一万八千円	九千円
五十一人以上五百人以下	二万七千円	一万五千円
五百人以上	三万九千円	二万千円

備考 処理対象人員が十人以下の浄化槽における法第十一条に関する検査の手数料については、次に掲げる全ての要件を満たした場合には、検査の手数料から千円を差し引いた額とする。

- 1 標準契約、一括契約又は継続申込みのいずれかを締結していること。
- 2 検査料金の支払を口座振替により行うこと。
- 3 検査案内、検査結果書等を電子メールにより送付すること。

二 変更年月日

令和七年十月一日

徳島県選挙管理委員会告示第七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和七年八月二十九日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩丸正史

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
高木聡智後援会	高木聡智	高木久美	那賀郡那賀町水崎字兔の藪一九	令和七年七月二十二日
幾田博行後援会	幾田博行	幾田博行	那賀郡那賀町出羽字登内五	令和七年八月八日
たちばな敬治後援会	橘敬治	橘敬治	阿南市桑野町荒田三	令和七年八月八日
島田正人後援会	島田正人	島田正人	阿波市土成町土成字大木 一三三、一	令和七年八月八日
栗本たかひろ後援会	栗本敬浩	栗本敬浩	阿南市新野町新田一四二、三	令和七年八月十二日

徳島県選挙管理委員会告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年八月二十九日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容		異動年月日
自由民主党 徳島県支部連合会	嘉見博之	代表者の氏名	嘉見博之 新	重清佳之 旧	令和七年 八月三日

徳島県選挙管理委員会告示第七十八号  
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づく政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。  
令和七年八月二十九日

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
栗原五男後援会	宮本博	令和七年六月三十日

徳島県選挙管理委員会告示第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定に基づき資金管理団体の指定の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年八月二十九日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩 丸 正 史

資金管理団体の届出をした者 (代表者)の氏名		資 金 管 理 団 体		指定年月日
島 田 正 人	阿 波 市 議 会 議 員	島 田 正 人 後 援 会	阿 波 市 土 成 町 土 成 字 大 木 一 三 三 一	
氏 名	公職の種類	名 称	主たる事務所の所在地	代 表 者 の 氏 名
島 田 正 人	阿 波 市 議 会 議 員	島 田 正 人 後 援 会	阿 波 市 土 成 町 土 成 字 大 木 一 三 三 一	島 田 正 人
				令 和 七 年 八 月 八 日



徳島県人事委員会告示第七号

職員の任用に関する規則（人事委員会規則四一九）第四十六条第一項第二号の規定に基づき、次の採用候補者名簿は、令和七年八月二十日をもって失効したので、同条第二項の規定により公示する。

令和七年八月二十九日

徳島県人事委員会委員長 坂田 千代子

採用候補者名簿の名称	確定年月日
徳島県警察官採用候補者名簿	令和六年八月十九日